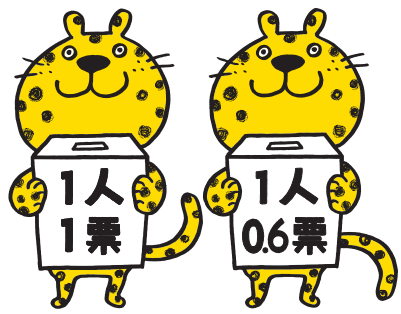




2016年参院選 1人1票裁判 違憲状態・10件 合憲・6件 人口比例判決は秋田支部のみ

「1票の格差」ではなく、「住所による1人0.33票の差別」を いかに広く国民に伝えられるか

2016年7月の参院選（選挙区）における1票の不平等について、16の高裁裁判体のうち、10裁判体は、『当該選挙当時の選挙区における投票価値の不均衡は違憲状態にあった』と判断しました。今回、人口比例判決は、仙台高裁秋田支部判決だけでした。これで、2009年以降の高裁での人口比例判決は、合計9件になりました。

報道では、「本件裁判では、『1票の格差』が『5倍』から『3倍』に縮小した点をどう評価するかが焦点となった」という表現が多く見られました。確かに、『5倍』が『3倍』に変わったと言われれば、少しは改善されたという錯覚に陥りがちです。しかし、これを投票価値で換言すると、「憲法上1人1票が保障されている選挙権が、住所による差別により、『0.21票分』しかなかったものが、『0.33票分』に変わった」ということになります。「格差〇倍」を「1票が〇.何票分」と言い換えるだけで、これだけ印象が違います。これが、私たちが「1票の格差」という言葉を使わない由縁です。

来年（遅くとも秋までには〈予想〉）には最高裁の統一見解が示されます。1人1票実現サポーターにとって、来年の最高裁判決までの期間は、重要な活動期になります。「1票の格差」ではなく、「住所による1人0.33票の差別」であることを広く国民に伝え世論を作るためには、私たちサポーターが、いかに個々に発信していくかにかかっています。1人1票の最高裁判決を勝ち取るべく、世論を作っていきます。



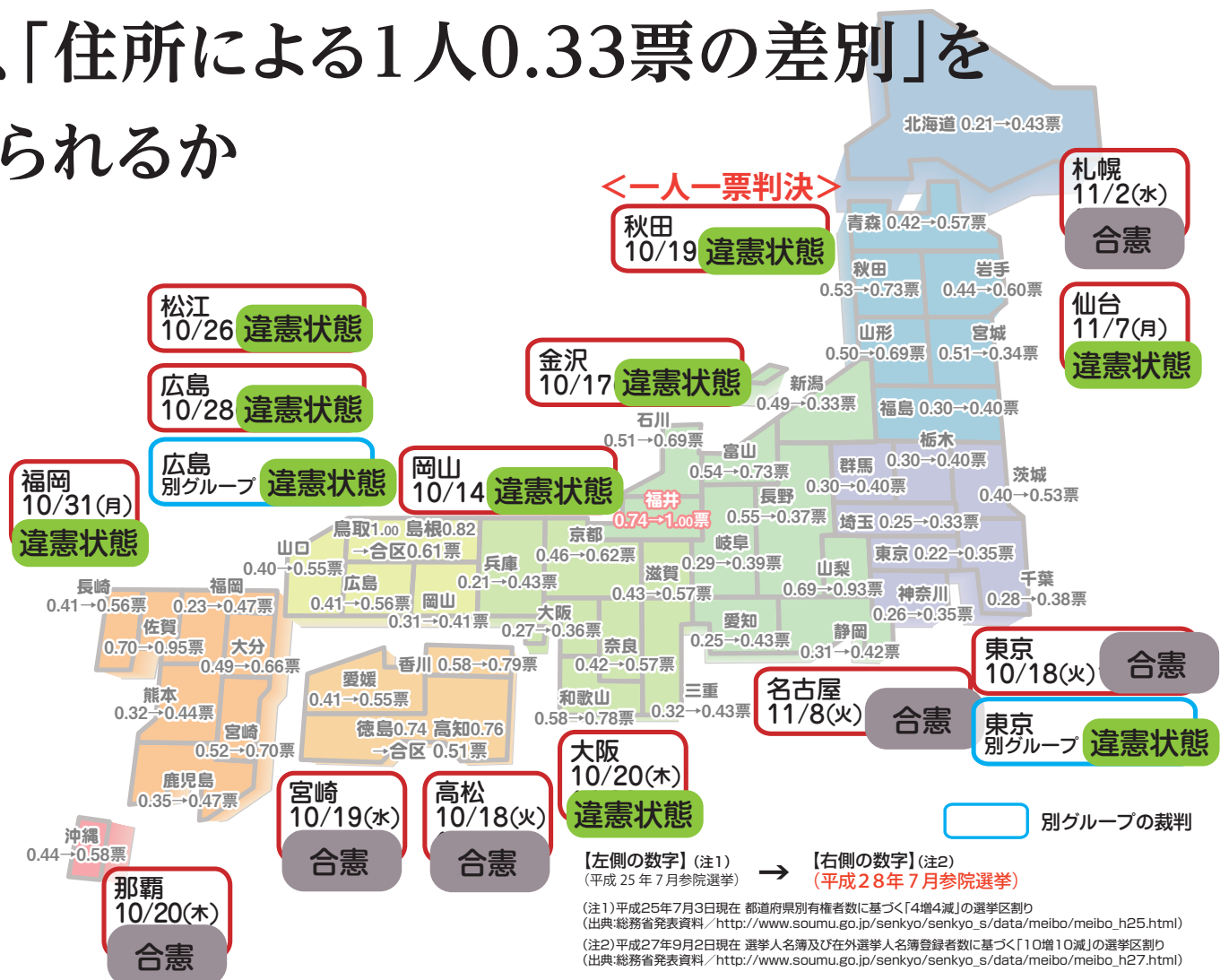
▲ 東京高裁 判決期日に集合したサポーターのみなさん、0.6票君、しんさ君ら



▲ 東京判決直後の記者会見



▲ 大阪判決直後の升永弁護士による記者会見



サポーター活動報告 / 運営委員 鶴本圭子さん M 大学で特別授業

N先生のご厚意により、1年生の法学部の学生さんに向けて、1人1票の話をするという貴重な機会をいただきました。

1時間強の時間を使い、3つのパート ——
1 「1人1票運動が始まったきっかけ (最高裁裁判官国民審査を使った国民運動。升永英俊著・「一票の格差をなくし、日本を民主主義国家に変える『簡単な方法』」朝日新聞 GLOBE 版 20090529)」、
2 メインパートとして、「何故、1人1票でなければ真の民主主義国家と言えないのか」、
3 「1人1票実現のために何が必要か」——をお話しさせていただきました。

更に、自民党改憲草案 21 条 2 項 (言論の自由

の否定)、同 47 条 (人口比例選挙の否定) が非常に危険な条文であることも指摘させていただきました。

後日、私の話を聞いてくださった学生さんの感想として、「“清き1票を!”というのは選挙の時に聞くフレーズだが、実際は0.35票しかないというのはまさに目からウロコだった。このままの状態では憲法改正が行われるのはちょっと不安な気がする。」「レイノルズ判決から広まった一人一票の意識を迅速に結果で出したアメリカの偉大さと日本の意識の低さに驚いた。」「(言論の自由否定の憲法改正について) 9条が世間では大々的にとりあげられているがその影で9条と同じ位、危機感を煽るものがあった。まさに目から鱗が落ち



るように感じた。自身も国民も憲法改正案についてもっと深く目を通し考える必要があると感じられた。」等が寄せられたとお聞きし、私の話がきちんと伝わっていることが確認できて、とても嬉しく思いました。😊

一人一票について聞きました

一人一票の投票価値は憲法で保障されています。このコーナーでは、様々な分野の方の寄稿をお届けします。

「天賦人權説」という概念がある。「すべての人間は生まれながらにして自由で平等であり、幸福を追求する権利を持つ」というような意味合いだろう。

当然のことながら、自由な社会において平等な選挙権を行使する権利もまた、それに含まれると私は考える。となれば、ひとりひとりが同じ価値の一票を持つことが、その前提でなければならない。しかし日本において、選挙のたびごとに問題になるのは、その選挙権が平等からほど遠いという現実である。

最近では、一票の格差が最大で3.08倍になった7月の参院選について、広島高裁岡山支部は10月14日、「投票価値の著しい不平等はなお残存しており、違憲状態にある」との判断を下した。それでも「違憲」とまでは認めず、選挙無効の訴えは棄却した。

裁判所は繰り返し「違憲状態」との判断を示しているのだが、政治はご都合主義的に小手先の「改善措置」で切り抜けようとする。これでは我々に備わっているはずの権利を行使することができない。

しかも、その我々の権利さえ、自民党は制限しようとしている。自民党の「日本国憲法改正草案」なる復古主義丸出しの文章がある。そこには、次のような条文がある。

＜第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。＞

以下に掲げる現行憲法とはまったく違う。

＜第十二条 この憲法が国民に保証する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。＞



この違いは歴然だろう。自民党案は国民に「責任及び義務」を課し、さらに「公益及び公の秩序」を権利の上に置く。これでは、我々が本来持っているはずの選挙における「一人一票」という平等性は無視されることになる。これもまた、自民党改憲草案を許してはならない理由の一つである。

また、「一人一票」の運動に付随して「選挙制度の改革」も、喫緊の課題だと思う。これほど「死に票」の多い選挙制度が、現在の安倍強権政治を支えてしまっている、という現実を見過ごすわけにはいけないと思うからだ。

平成27年度寄付収支報告

寄付金額(入)
3,526,087-

前年度繰越金額：1,725,786-
新聞広告掲出費：5,832,000-
次年度繰越金額： 580,127-
(平 27.9.1～平 28.8.30)

ありがとうございました。

平成28年度も
よろしくお願いいたします。

寄付のお願い

意見広告を掲載すると、意見広告を読まれた方からファックスやお手紙をいただきます。インターネットにアクセスのできない方々への情報伝達手段は、活字に頼るしかありません。より頻繁に意見広告が掲載できるよう、寄付をお願いします。この運動の鍵は、情報をいかに拡めるかにかかっています。寄付には以下の方法がございます。

＜1＞銀行からのお振り込み

みずほ銀行 渋谷中央支店 (162) (普通) 1429958 名義：(特非) 一人一票実現国民会議 (トクヒ ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三井住友銀行 渋谷駅前支店 (234) (普通) 4301426 名義：一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)	三菱東京 UFJ 銀行 渋谷支店 (135) (普通) 0309780 名義：一人一票実現国民会議 (ヒトリイッピョウジツゲンコクミンカイギ)
--	--	---

＜2＞郵便局からのお振り込み (専用の振込用紙を同封しております)

一人一票実現国民会議ホームページ (<http://www.ippyo.org/bokin.html>) からお手続きいただけます。
■ クレジットカード決済の場合、クレジットカード会社の手数料は、寄付金から使用させていただきます。

＜3＞クレジットカード決済



ビザ、マスターカードがご利用いただけます。

税額控除

当国民会議は、皆様のご支援により、東京都から仮認定 NPO 法人に認定されました。これにより、当国民会議へのご寄付は、確定申告により税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、当国民会議が発行する領収書が必要です。詳細は当国民会議ホームページ <http://www.ippyo.org/bokin.html> をご確認ください。

自民党改憲案 47 条 = 1 人 1 票の否定

CHECK 自民党改憲案 47 条

「……各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。」

自民党改憲案47条は、「各選挙区は、「行政区画」、「地勢」等を総合的に勘案して定めなければならない。」としているので、結局、「一人一票」選挙(=人口比例選挙)を否定しています。

人口比例選挙でなければ、国民主権ではなくなります。

1人1票実現サポーターは、
自民党改憲案47条に強く反対します！

図書室からのおすすめ

お近くの書店や Amazon でお求めいただけます。

『泥沼ニッポンの再生！ 国難に打ち克つ10の対話』

伊藤真 / 植草一秀 著(ビジネス社)
定価：1,400円＋税

・第8章 **すべてを解決する「一人一票」の実現**

『増補版 赤ペンチェック 自民党憲法改正草案』

伊藤真著 (大月書店)
定価：1,000円＋税

・P72 第4章 第47条(人口比例選挙)

